

## 和歌山市と株式会社 michiteku によるがん対策に関する連携協定書

和歌山市（以下「甲」という。）と株式会社 michiteku（以下「乙」という。）は、市民ががんに罹患しても自分らしく、かつ安心して治療と社会生活を両立できる環境の構築に向け、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携・協力を行い、広く市民に対してがん対策事業（以下「本事業」という。）の情報提供及び利用促進を行い、市民ががんに罹患しても安心して治療と生活を送れる社会の実現を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）本事業の周知・啓発に関すること。
- （2）本事業の利用促進に関すること。
- （3）本事業の利用阻害要因等の調査・課題分析に関すること。
- （4）その他、双方協議のうえ目的達成のために必要と認められる事項

2 具体的な取組事項については、甲乙協議のうえ決定する。

### （秘密の保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく取組の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、当事者間の承諾なしに第三者に開示、漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める義務を負うものとする。

### （個人情報の取扱い）

第4条 甲及び乙は、本協定の履行及び連携事項の実施に当たって個人情報を取扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びその他個人情報の保護に関する法令等を遵守するものとする。

### （有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和10年3月31日までとする。

2 甲又は乙は相手方に対し、本協定の有効期間の満了日の1か月前までに本協定を終了する旨の申し出がない場合、本協定書は同じ条件でさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

3 本協定がいかなる理由をもって終了した場合であっても、前条各号の規定はなお効力を有するものとする。

### （変更又は解除）

第6条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議のうえ、本協定の変更又は解除を行うものとする。

### （その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和8年8月7日

甲 和歌山県和歌山市七番丁23番地  
和歌山市  
和歌山市長

乙 東京都中央区京橋三丁目1番1号14F  
株式会社 michiteku  
代表取締役社長